

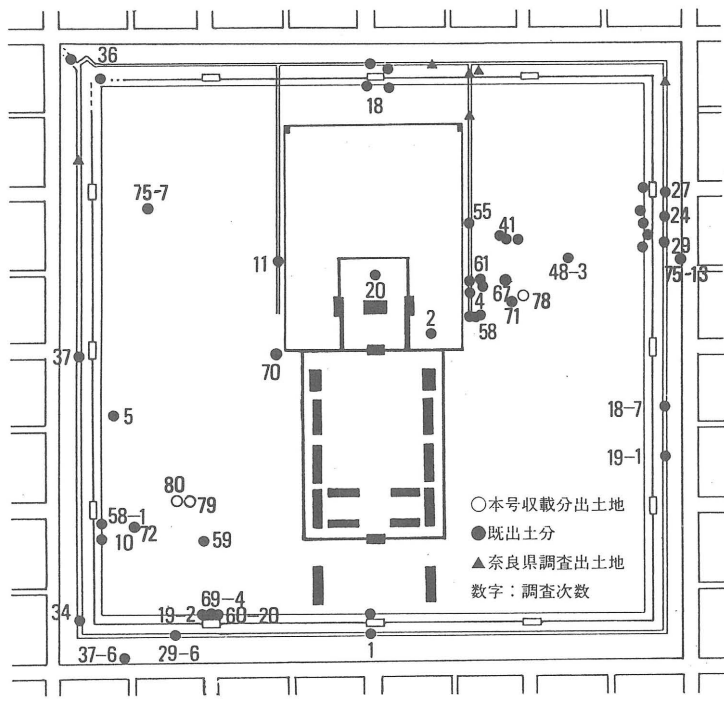
奈良・藤原宮跡

- 1 所在地 奈良県橿原市高殿町、四分町
- 2 調査期間 一 一九九五年(平7)三月～七月
二 一九九五年六月～一九九六年二月
- 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部
- 4 調査担当者 代表 猪熊兼勝
- 5 遺跡の種類 宮殿・官衙跡
- 6 遺跡の年代 七世紀末～八世紀初期
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
 - 一 内裏東官衙・東方官衙北地区(第七八次調査)

調査区は内裏の東方に位置する。これまでの調査によって、内裏外郭の東には南北に三つ以上の官衙ブロックが確認されているが、そのうちの中央の官衙東辺部にあたる。発掘面積一四〇〇㎡。

検出した遺構は①弥生・古墳時代、②七世紀～藤原宮直前期、③藤原宮期に大別され、③はさらに前後二時期に分けられる。③の時期の遺構は掘立柱建物六棟、掘立柱塀三条、土坑四基、石敷一面などがある。

木簡は、③の藤原宮前半期に属する土坑SK八五四五の埋土から二点出土した。SK八五四五は官衙ブロックの東辺に位置し、一辺



藤原宮木簡出土地点略図

が一・四mの隅丸方形の土坑で、深さは〇・六mある。飛鳥Vの土器を伴出する。

二 西方官衙南地区(第七九・八〇次調査)

第七九次調査は保育所建設に伴う事前調査、その西で実施した第八〇次調査は宅地造成に伴う事前調査である。調査面積は一二三二〇㎡と一七八〇㎡である。以下あわせて記述する。

調査地は、藤原宮の西面南門から東に向かう宮内道路が、南面西門から北に向かう宮内道路に交差する地点の西北部に位置する。

検出した遺構は、①弥生時代、②古墳時代、③藤原宮直前期、④藤原宮期に大別される。このうち③ないし④に属する遺構としては、道路側溝二条、掘立柱塀五条、掘立柱建物二棟、井戸四基、土坑二基などがある。今回の調査によって、西面南門の東北方に、新たに掘立柱塀による区画があることが判明した。その規模は東西五八・八m(二〇〇尺)南北六〇・五m(二〇五尺)である。

木簡が出土したのは、区画内の東南隅近くの井戸SE八四三二から一点(第七九次)と、区画西外側の土坑SK八四七一から一九二点(うち削屑一九一点)である(第八〇次)。

井戸SE八四三二は、掘形の開口部が直径二・四mの円形で、上から一mのところから下は一辺一・五mの方形となる。深さは一・八mある。井戸枠は隅柱溝落とし込み横板組で、木簡はこの井戸枠内の埋土中で南西の隅柱に斜めに立てかけたような状態で出土した。

井戸廃棄後の埋め立ての際に投入されたのであろう。

SK八四七一は直径四・六m深さ一・三mのすり鉢状の土坑で、木簡の他に多量の土器、木製品が出土した。

木簡が出土した遺構は、伴出遺物などから、ともに③藤原宮直前期に属すると考えている。

8 木簡の釈文・内容

- 一 内裏東官衙・東方官衙北地区(第七八次調査)
土坑SK八五四五

(1) $\left[\begin{array}{c} \vee \\ \vee \\ \square \\ \square \\ \vee \end{array} \right]$ (179)×31×4 031

- 二 西方官衙南地区(第七九・八〇次調査)

井戸SE八四三一

(2) $\left[\begin{array}{c} \text{符籙} \\ \text{鬼小} \\ \text{符籙} \\ \text{今} \\ \text{乎其} \\ \vee \end{array} \right]$ 388×53×6 032*

土坑SK八四七一

(3) 雀部若 091

木簡(1)の丁酉年は文武天皇元年(六九七)に相当する。

木簡(2)は、下端の両側に切り込みをもつ形であるが、右辺の二カ所に孔を穿っており、元来は折敷の底板であったものを木簡に転用したのであろう。口絵写真及び左図のとおり、符籙を四種記すが、

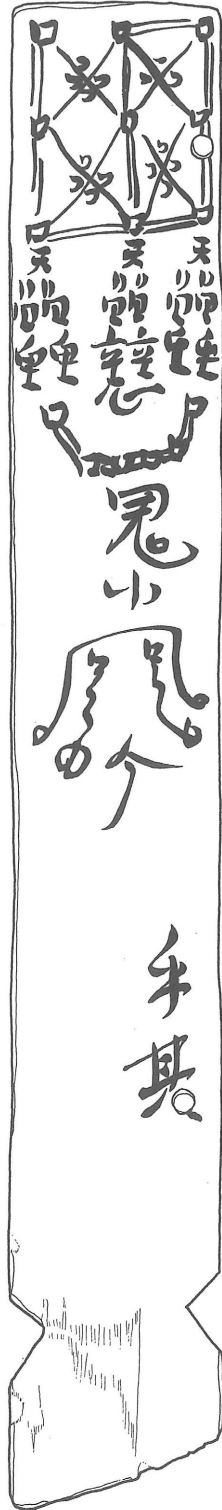
これまでに出土した呪符木簡には類例はない。ただし、冒頭の符籙については、中国宋代の『天原發微』に類例が見られる。同書ではこの符籙を「羅堰」とし、「九星在牽牛東、壅水潦、為灌溉之渠」と注記している。図形は記さないが、羅堰については『隋書』天文志にも同様の記述があり、七世紀に遡るものとみてよい。本呪符木簡の意味するところは十分明らかではないが、この羅堰を手がかりにすれば、井戸ないし水の祭祀に関わると言えよう。

9 関係文献

奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』二六（一九六六年）

同『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報二二』（一九六六年）

（寺崎保広）



(2)